

議案第63号

奈良広域水質検査センター組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、奈良広域水質検査センター組合を解散することに関し、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

天理市長 並 河 健

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良広域水質検査センター組合の解散）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

2 前項の清算後に残余する現金（以下「残余金」という。）は、組合の構成団体（以下「組合構成団体」という。）の令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付する。

3 組合が保有している別表に掲げる団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）及び人事事務に関する文書並びに図書及び文献類は、企業団に引継ぐ。

4 別表に掲げる団体以外の組合構成団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引継ぐ。

5 組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった御所市長が、これを決算する。

6 前項の規定による決算は、組合の事務を承継する企業団の企業長が、これを企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとする。

別表

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市
生駒市 香芝市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町
明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町
磯城郡水道企業団

令和 年 月 日

大和高田市長 堀内大造

大和郡山市長	上田 清
天理市長	並河 健
橿原市長	亀田忠彦
桜井市長	松井正剛
五條市長	平岡清司
御所市長	東川 裕
生駒市長	小紫雅史
香芝市長	三橋和史
葛城市長	阿古和彦
宇陀市長	金剛一智
山添村長	野村栄作
平群町長	西脇洋貴
三郷町長	木谷慎一郎
斑鳩町長	中西和夫
安堵町長	西本安博
曾爾村長	芝田秀数
御杖村長	伊藤収宜
高取町長	中川裕介
明日香村長	森川裕一
上牧町長	今中富夫
王寺町長	平井康之
広陵町長	山村吉由
河合町長	森川喜之
吉野町長	中井章太
大淀町長	辻本眞宏
下市町長	杵本龍昭
黒滝村長	植田忠三郎
天川村長	車谷重高
野迫川村長	吉井善嗣

十津川村長	小山手修造
下北山村長	南 正文
上北山村長	山室 潔
川上村長	泉谷隆夫
東吉野村長	水本 実
磯城郡水道企業団企業長	高江啓史